

## 福島県農業環境規範

福島県では、自然環境を守り、限りある資源を循環し活用する循環型社会の形成を目指しており、農業分野では、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減を一体的に行う農業を実践するエコファーマーの認定促進、特別栽培・有機栽培の推進など、持続性が高く環境と共生する農業の普及を進め、循環型社会の形成に寄与することとしております。その結果、エコファーマーの認定者数が順調に増加するなど、農業者の環境へ配慮した生産に対する意識も高まってきておりますが、今後も環境と共生する農業のより一層の推進が期待されております。

このように、環境保全に対する農業の役割がクローズアップされる中、これからの農業は、本規範に示した環境と共生する農業に向けた取組を、自ら継続的に行うことが重要となりますので、これらをみんなで実践していきましょう。なお、取組の実施状況は、点検シートを用いて自分で点検し、取組が不十分な場合は改善に努めましょう。

福島県農林水産部

平成17年11月2日策定

平成18年12月15日改訂

## < 作物の生産版 >

### 1 土づくりの励行

土づくりは、環境と共生する農業生産の基本です。たい肥や稲わら、緑肥などを利用して、土づくりを励行しましょう。また、たい肥等は、国、県への届出もしくは登録のある、成分分析を行ったたい肥等を利用するよう心がけましょう。

### 2 適切で効果的・効率的な施肥

作物等に肥料を施用するときには、土壌診断結果に基づき、県、市町村、JAなどの施肥基準や栽培暦等を参考として、適切な方法で、過剰な施肥とならないよう行って下さい。また、肥料の保管は適切に行いましょう。

### 3 効果的・効率的で適正な防除

作物の病気や害虫、及び雑草が発生しにくい栽培環境を整えましょう。また、常にほ場における病害虫の発生状況を把握するとともに、県、市町村、JAなどが発表する情報に注意し、化学合成農薬のみに頼らず、多様な防除手段（耕種的、物理的、生物的防除等）を上手に組み合わせながら、適切な時期に効果的な方法で、防除指針に基づき防除しましょう。

なお、農薬の使用と保管は、法律に基づき適正に行ってください。

### 4 廃棄物の適正な処理と有機性資源の利活用

使用済のプラスチックやビニールなどは、法律に基づいて適正に処理を行ってください。また、稲わらなどの作物残さも有効に利用しましょう。

### 5 エネルギーの節減

ハウスの暖房やモミの乾燥などをする場合は、適正な温度調節を行い無駄な温度の上げ過ぎに注意し、農業用機械を使用するときは、エンジンやモーター等をこまめに切るように心がけましょう。また、農業用機械や施設の共同利用を進めましょう。

### 6 新たな知見・情報の収集

環境と共生する農業を行うために、県、市町村、JAなどのチラシやパンフレットなどから最新情報を把握し、研修や勉強会などにも積極的に参加しましょう。

### 7 生産情報の保存

使用した肥料や農薬について、使用日、資材名、量などの使用状況について記帳し保存してください。また、日ごろ行っている農作業の内容を、作業日誌に記録しましょう。

### 8 安全な農産物生産への配慮

消費者から信頼の得られる安全な農産物を生産するため、ほ場や作業場及びコンテナ等資材などの清浄維持に努めましょう。また、生産段階における作物の安全性を確認するため、管理手順を点検しましょう。

## < 家畜の飼養・生産版 >

### 1 家畜排せつ物法の遵守

家畜排せつ物法の対象農家は、同法の管理基準を必ず守り、家畜排せつ物の適切な管理を行ってください。

### 2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行

畜舎から、ふん尿をすみやかに堆肥舎等へ運び出すようにしましょう。また、畜舎内及び周囲を清掃し、臭いや害虫の発生を防ぎましょう。

堆肥舎の適正な管理はもちろんのこと、周囲へ十分配慮しましょう。

### 3 家畜排せつ物等有機性資源の利活用の推進

家畜排せつ物の管理施設から汚水が周辺に流出することがないように注意し、耕種農業者が使いやすい良質なたい肥等を作り、その利活用を進めましょう。たい肥を流通するときは、県への届出と品質表示を行ってください。

また、稲わらや食品残さなどの有機性資源等を、飼料や敷料として利用しましょう。

### 4 環境関連法令への適切な対応

使用済のプラスチックやビニールなどは、法律に基づいて適正に処理を行ってください。また、汚水や臭いなどについても、関係する法律に基づいて適正に対応してください。

### 5 エネルギーの節減

畜舎内の照明や温度管理等を適切に行いましょう。また、作業用機械等を使用する時は、エンジンやモーター等をこまめに切るよう心がけるとともに、作業用機械や施設の共同利用を進めましょう。

### 6 新たな知見・情報の収集

環境と調和した畜産を行うため、県、市町村、JAなどのチラシやパンフレットなどから最新情報を把握し、研修や勉強会などにも積極的に参加しましょう。

### 7 安全な畜産物生産への配慮

消費者から信頼を得られる安全な畜産物を生産するため、清浄な畜舎環境等の維持に努めましょう。また、生産段階における畜産物の安全性を確保するため、飼養管理手順を点検しましょう。